

# 介護保険だより

平成28年4月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成28年度介護給付費等請求締切日及び支払予定日について

サービス提供月	窓口での請求締切日	支払予定日
28年3月	28年4月 8日(金)	28年5月27日(金)
4月	5月10日(火)	6月27日(月)
5月	6月10日(金)	7月27日(水)
6月	7月 8日(金)	8月29日(月)
7月	8月10日(水)	9月27日(火)
8月	9月 9日(金)	10月27日(木)
9月	10月 7日(金)	11月28日(月)
10月	11月10日(木)	12月27日(火)
11月	12月 9日(金)	29年1月27日(金)
12月	29年1月10日(火)	2月27日(月)
29年1月	2月10日(金)	3月28日(火)
2月	3月10日(金)	4月27日(木)

◇ 伝送での請求

毎月10日(23時30分まで)までに伝送してください。

◇ 電子媒体(CD等)または紙での請求

上記の「窓口での請求締切日」(17時15分まで)までに提出をお願いいたします。

なお、送付の場合も締切日までに到着するようお願いいたします。

※ 受付期間中は、窓口が混みあうため、お待たせする場合がございます。

また、窓口で記載方法の直接指導等はできませんので、記載要領等をご覧いただき作成したものをご持参いただきますようお願いいたします。

申し訳ありませんが、御了承願います。

## 介護予防・日常生活支援総合事業の開始について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）について、現在本県では8市町村で実施していますが、平成28年3月（平成28年4月請求分）から、新たに館林市・渋川市・下仁田町・中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町・みなかみ町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町の14市町村で開始されます。

平成27年3月31日以前にサービスを開始されている事業所様については、みなし事業所としてA1【訪問型サービス】・A5【通所型サービス】による請求ができませんが、平成27年4月1日以降に新たにサービスを開始された事業所様については、みなし事業所としての請求は出来ません。

このため、市町村独自サービスである、A2【訪問型サービス】・A6【通所型サービス】で請求する必要があります。

また、地域包括支援センター様において、総合事業のケアプランを作成した場合、AF【介護予防ケアマネジメント費】を請求することとなりますが、要支援1・2の方については引き続き本会に請求していただき、事業対象者の方については、直接該当市町村に請求していただくこととなります。

詳しくは、各市町村の総合事業担当にお問い合わせください。

### 群馬県内保険者別総合事業実施一覧

保険者名	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF	事業開始年月
102020 高崎市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成27年4月
102053 太田市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
102079 館林市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
102087 渋川市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
102095 藤岡市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
102103 富岡市	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
103440 榛東村	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
103457 吉岡町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
103820 下仁田町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
103846 甘楽町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
104216 中之条町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104240 長野原町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104257 嬭恋村	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104265 草津町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104281 高山村	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104299 東吾妻町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104497 みなかみ町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
104646 玉村町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年1月
105221 明和町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
105239 千代田町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月

保険者名	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF	事業開始年月
105247	大泉町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月
105254	邑楽町	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	平成28年3月

総合事業サービス種類一覧

サービスコード	サービス種類名	サービス内容
A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。
A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。
A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
A9	その他の生活 支援サービス (配食/定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AA	その他の生活 支援サービス (配食/定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AB	その他の生活 支援サービス (見守り/定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AC	その他の生活 支援サービス (見守り/定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AD	その他の生活 支援サービス (その他/定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定率。
AE	その他の生活 支援サービス (その他/定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。 利用者負担は定額。
AF	介護予防ケア マネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。

平成28年4月制度改正に伴う地域密着型通所介護の創設

小規模の通所介護事業所については増加しており、地域との連携や運営の透明性を確保する必要があるため、地域密着型のサービスに移行することとなります。

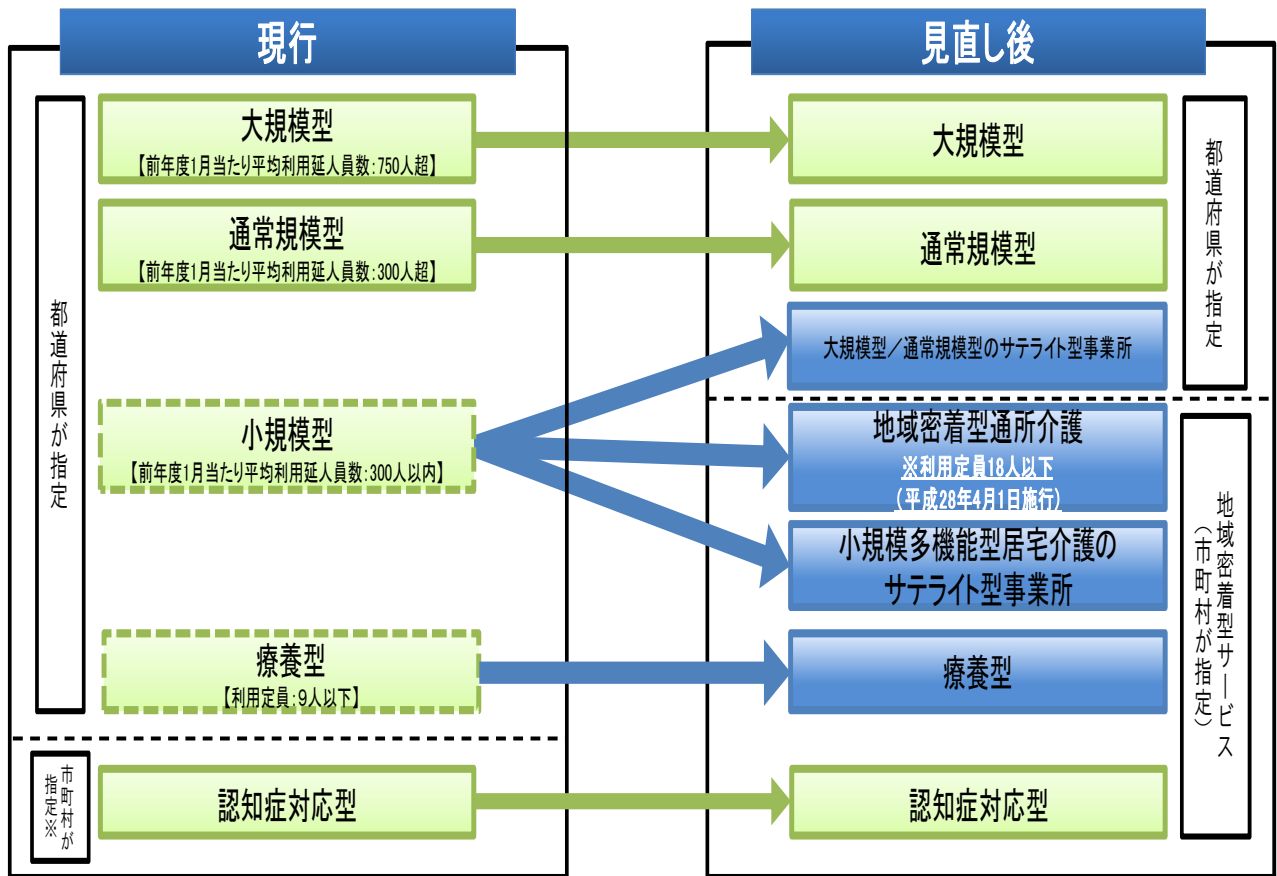
このうち、地域密着型通所介護（サービスコード：78）については、利用定員1

8人以下とすることを予定しており、平成28年4月1日施行されます。

なお、利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行することとなります。

また、円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業者の事務負担の軽減を図る観点から、地域密着型通所介護の指定については、みなし指定の枠組みが設けられています。

詳しくは、各市町村の介護事業担当にお問い合わせください。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村が指定を行うに当たって、関係者の意見の反映や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
 ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。